

## 平成23年度民間賃貸住宅入居者健康調査事業実施要領

### 第1 目的

東日本大震災により被災し、応急仮設住宅として供与された民間賃貸住宅（以下「民間賃貸住宅」という。）に入居している方に対する健康調査を実施し、その健康状態を把握することにより、今後の支援のための基礎資料とするとともに、調査により把握された要支援者について、専門機関等の適切な支援に結びつけることを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は、宮城県（以下「県」という。）とする。ただし、県は事業の効果的な運営を図るため、看護職員を有し、適切に事業を遂行することができる団体に委託して行う。

### 第3 実施期間

平成24年1月～3月

### 第4 対象

宮城県が借り上げを行っている民間賃貸住宅に入居している被災世帯で、平成23年12月19日現在契約締結している世帯の全構成員

### 第5 事業内容

#### 1 民間賃貸住宅入居者の健康調査の実施

##### (1) 調査様式

健康調査は、下記を使用する。

- イ 民間賃貸住宅入居世帯健康調査票
- ロ 民間賃貸住宅入居世帯健康調査票記載例
- ハ 健康に関する調査へのご協力のお願い
- ニ 健康に関する調査へのご協力のお願い（訪問時不在世帯用）
- ホ 保健福祉サービス相談窓口一覧

##### (2) 調査内容

- (1) イ 「民間賃貸住宅入居世帯健康調査票（以下「調査票」という。）」に掲げる事項

##### (3) 調査方法

- イ 全調査対象世帯あてに、(1) イからハとホ及び返信用封筒を郵送し、調査対象世帯からの郵送により調査票を回収する。

- ロ 郵送により調査票を回収できなかった場合には、個別訪問により回収を行う。個別訪問の際に不在であった場合には、(1) ニの配付を行う。

ハ 個別訪問による調査票の回収は、被害が甚大な地域を優先して行う。

2 民間賃貸住宅入居者への情報提供

1と併せて、全調査対象世帯あてに、パンフレットを郵送により配付する。

3 要支援者への対応

1の調査票回収の際、調査対象世帯の要望があった場合には、(1) 本等により口頭で情報提供を行う。なお、緊急を要すると判断される場合は受診勧奨等の対応を行う。

4 調査結果の入力

1の調査結果について、個別入力し、データベース化を行う。

## 第6 調査後の支援体制

県は、委託団体から提出された調査票をとりまとめ、概ね1週間毎を目安に調査対象世帯の住民票地の市町村（以下「市町村」という。）に情報提供を行うことで、市町村が必要な対応を行えるよう支援するものとする。

## 第7 その他

本調査の実施に必要な事項で、本要領に定めのないものについては、県担当課において隨時調整し、適宜市町村等関係機関に対し通知するものとする。